

御殿場市総合景観条例 東山・二の岡地区【A地区】景観形成基準

項目	景観形成基準	備考																
配置	<input type="checkbox"/> 歴史的なまちなみを保全し、ゆとりある景観形成を図るため、建築物等の外壁またはこれに代わる柱の面を道路境界線から 1.5m以上離すものとする。																	
高さ	<input type="checkbox"/> 自然環境に調和した圧迫感の少ないまちなみを形成するとともに、富士山の眺望を確保するため、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 <input type="checkbox"/> A地区の最高高さ 15m以下																	
形態・意匠	<input type="checkbox"/> 保養別荘地のおもかげを偲ばせる風格と趣のある建築物とその外構等の保全に努めるとともに、隣接する敷地は、建築物とその外構等に調和するよう景観形成に努める。 <input type="checkbox"/> 勾配屋根にする等、屋根の形状を工夫することにより背景の山並みとの調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根、外壁ともに光沢反射材を用いないよう努める。また、自然素材を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の形状・色彩等との一体感を持たせるよう努める。																	
色彩	<input type="checkbox"/> 日本工業規格 Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)において、以下の通りとする。 <input type="checkbox"/> 街路灯や電柱、防護柵等の道路付属施設の基調色は、10YR2/1を基本とする。 <input type="checkbox"/> 建築物および工作物の外観の各面の見付面積の 10 分の 9 (90%) 以上は基調色として、下表に示すマンセル値の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <table border="1" data-bbox="375 1391 916 1509"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OR~5BG</td> <td rowspan="2">5以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> ●その他 <table border="1" data-bbox="375 1559 895 1715"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OR~1OR</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>OYR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> (具体的な色のイメージ p.75 を参照のこと)	色相	明度	彩度	OR~5BG	5以下	4以下	上記以外の色相	2以下	色相	彩度	OR~1OR	2以下	OYR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	
色相	明度	彩度																
OR~5BG	5以下	4以下																
上記以外の色相		2以下																
色相	彩度																	
OR~1OR	2以下																	
OYR~5Y	4以下																	
上記以外の色相	2以下																	

ただし、仕上げに木、石、レンガ等の自然素材を用いた場合は、色彩基準を適用除外とする。

	<p><input type="checkbox"/>なお、道路に面する部分に緑化を施す割合（壁面緑視率）に応じて、道路に面する部分の基調色となる面積の割合を緩和することができる。（壁面緑視率の考え方についてはp.77を参照のこと）</p> <table border="1" data-bbox="379 297 895 490"> <thead> <tr> <th>壁面緑視率</th> <th>基調色となる範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～20.0%未満</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>20.0以上 50.0%未満</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>50.0%以上</td> <td>50%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>上記の場合の基調色は、下表に示すマンセル値の通りとする。（屋根・外壁ともに）</p> <table border="1" data-bbox="379 633 895 750"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	壁面緑視率	基調色となる範囲	0～20.0%未満	90%以上	20.0以上 50.0%未満	70%以上	50.0%以上	50%以上	色相	彩度	OR～5Y	6以下	上記以外の色相	4以下	
壁面緑視率	基調色となる範囲															
0～20.0%未満	90%以上															
20.0以上 50.0%未満	70%以上															
50.0%以上	50%以上															
色相	彩度															
OR～5Y	6以下															
上記以外の色相	4以下															
敷地の緑化	<p><input type="checkbox"/>幹線道路から見える範囲に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設け、敷地面積に対する以下の割合において緑化に努める。</p> <table border="1" data-bbox="379 871 1031 967"> <tbody> <tr> <td>市街化区域内</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域^{*1}内</td> <td>15%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>サクラやツバキ等の地域性を形成している樹木を保全するように努める。</p>	市街化区域内	10%以上	市街化調整区域 ^{*1} 内	15%以上											
市街化区域内	10%以上															
市街化調整区域 ^{*1} 内	15%以上															
外構 (垣・柵等)	<p><input type="checkbox"/>生け垣や自然素材を用いた地区の特徴的な垣、柵、門・扉等および擁壁の設置により、地区の歴史性を感じさせるまちなみ景観を保全する。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等の工作物の表面素材は、自然石材等の素材を使用し、緑化に努める。</p>															
夜間照明	<p><input type="checkbox"/>夜間照明等は周辺に光害^{*1}を生じないように努めるとともに、魅力ある沿道の夜間景観の演出に努める。</p>															
駐車場	<p><input type="checkbox"/>駐車場や駐輪場は、緑による遮へい^{*1}等により、歩道空間等から目立たなくするよう工夫に努める。</p>															
建築設備	<p><input type="checkbox"/>建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバー^{*2}の設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。</p>															
屋外に設置する自動販売機	<p><input type="checkbox"/>屋外に設置する自動販売機の外装部分の見付面積の5分の4（80%）以上は、基調色として、下表に示すマンセル値の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="347 1695 1094 1789"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5GY～5BG</td> <td>2以上～5以下</td> <td>3以上～6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>商標・ロゴマーク等は購入する人がわかり易く識別できる必要最小限の表示とする。</p> <p><input type="checkbox"/>広告物は必要最小限の貼付とする。</p>	使用する色相	明度	彩度	7.5GY～5BG	2以上～5以下	3以上～6以下									
使用する色相	明度	彩度														
7.5GY～5BG	2以上～5以下	3以上～6以下														